

# 令和6年度笠間市一般会計補正予算 (第2号)について

国の総合経済対策における物価高騰対策として、今年度新たに住民税非課税となる世帯等に対し給付を迅速に行うため必要な経費とそれに伴う歳入について、早急に予算措置が必要なため、「令和6年度笠間市一般会計補正予算(第2号)」を編成し、令和6年8月1日付けで専決処分しました。

詳細につきましては、別紙をご確認ください。

## 令和6年度笠間市一般会計補正予算（第2号）について

国の総合経済対策における物価高騰対策として、今年度新たに住民税非課税となる世帯等に対し給付を迅速に行うため必要な経費とそれに伴う歳入について、早急に予算措置が必要なため、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ164,170千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34,789,435千円とする「令和6年度笠間市一般会計補正予算（第2号）」を編成するものです。

補正予算の内容については、以下のとおりです。

## 補正予算（第2号）内訳

## 1 歳入

(単位：千円)

款	項	目	説明	金額
19 繰入金	2 基金繰入金	1 財政調整基金繰入金	財政調整基金繰入金	164,170
計				164,170

## 2 歳出

(単位：千円)

款	補正前額	補正額	計
3 民生費	13,035,442	164,170	13,199,612
計	34,625,265	164,170	34,789,435

## 3 事業内容

## (1) 新たな住民税非課税世帯等給付金事業(こども加算含)【社会福祉課】(国事業)

物価高騰対策として、定年退職などによる収入の減少や、扶養控除の増加などにより、課税状況に変化が生じ、令和5年度と比較し、令和6年度新たに住民税非課税及び均等割のみ課税となる世帯に対して、1世帯あたり10万円及びこども加算分を給付することで物価高からの負担の軽減を図る。

給付対象 : 令和6年度において、新たに世帯全員が下記要件に該当する世帯。

①住民税非課税となる世帯 (見込数 920世帯)

②住民税非課税・均等割のみ課税となる世帯(見込数 630世帯)

③上記の世帯に属する、18歳以下の児童に対するこども加算分

(見込数 250人)

※令和5年度に、住民税非課税世帯及び均等割のみ課税世帯給付金の給付対象世帯は対象外となります。

給付額 : ①及び② 1世帯あたり10万円

: ③ 児童1人あたり5万円

基準日 : 令和6年6月3日

補正予算額 : 164,170千円(事務費含む)(補正後169,920千円)

問合せ先 : 財政課長

社会福祉課長

本図 0296-77-1101 (内線 211)

瀬谷 // (内線 153)